

# 王寺町ベビーシッター利用支援事業のご案内

王寺町では、奈良県の補助制度を活用し、突発的な事情やリフレッシュ等により一時的に保育が必要な保護者がベビーシッターを利用する場合に利用料の一部を補助します。

## 外出支援

保護者が病院や買い物に行く際の付き添い等

## 家事支援

炊事・洗濯・家事等



▲王寺町HP

## 育児支援



## 送迎支援

園や習い事への送り迎え等

本事業を利用する前に、こども家庭庁HP「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」をご確認ください。

(▲詳しくはHPへ)

## 制度概要

- 対象者** 王寺町に住所を有する就学前のこどもを持つ保護者  
(対象児童も王寺町に住所を有する必要があります)
- 対象児童** 就学前児童(0歳から小学校に入学する年の3月31日までのこども)
- 対象期間** 利用者証交付～令和9年3月31日
- 対象事業者** 奈良県ベビーシッター利用支援事業登録事業者  
随時更新されますので、町ホームページをご確認ください。(▲詳しくはHPへ)
- 補助金額** 児童1人あたり1回3,000円(1回の利用料が5,000円を超える場合が対象)  
年間上限金額は児童1人あたり72,000円
- 対象利用料** ベビーシッターが提供した保育に係る費用  
※ベビーシッターサービスに付随する料金(入会金・会費・交通費・キャンセル料・保険料・おむつ代等の実費)は対象外。

こども家庭庁のベビーシッター利用割引券や勤務先の福利厚生などによる割引、他の補助金等の補助を受けている場合は、本事業の補助対象外となります。

Q:就労の有無にかかわらず利用できますか？

A:利用可能です。

Q:児童1名につき1回4,500円でした。

A:5,000円を超えていない為、補助対象外です。

Q:病児・病後児の利用や食物アレルギーのあるこどもも利用は可能ですか？

A:事業者が対応可能であれば利用できます。  
対応の可否は事業者へお問い合わせください。

## 利用の流れ

### ① 事前登録

利用前、王寺町役場子育て支援課で事前登録をしてください。

「利用者証兼サービス提供記録書」が発行され、ご自宅に送付されます。

※利用者証の発行に10日程かかりますので、余裕を持って登録してください。

### ② 事業者と契約

奈良県の登録事業者から利用したい事業者を選び、保護者と事業者との間で直接契約を結んでください。その際、利用者証を提示したうえで「王寺町ベビーシッター利用支援事業を活用したい」旨を必ず伝えてください。

### ③ ベビーシッターの利用・支払い

利用時に利用者証を提示してください。利用料を支払ったうえで、事業者に「サービス提供記録書」に記載してもらい、領収書を受け取ってください。

### ④ 補助金の申請・請求

申請・請求書類を揃え、提出期限までに王寺町役場子育て支援課に提出してください。

#### 【提出書類】

- ・補助金交付申請書(兼請求書)
- ・利用者証兼サービス提供記録書
- ・事業者が発行する領収書の写し
- ・振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

### ⑤ 補助金の交付

審査後、指定された口座に補助金を振り込みます。

## 補助金交付スケジュール

利用日	申請・請求書提出期限	補助金の支払時期
利用者証交付～令和9年3月31日	令和9年4月15日(木)	令和9年5月25日(月)

※上記の期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できませんのでご注意ください。

【提出・問合せ】王寺町役場 子育て支援課  
【住所】〒636-8511 王寺町王寺2丁目1番23号  
【電話】0745-73-2001(内線 184～186)

